

# KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

佐藤文香著『女性兵士という難問－ジェンダーから問う戦争・軍隊の社会学』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2024-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小田桐, 確 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	<a href="https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/2000212">https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/2000212</a>

## 佐藤文香著『女性兵士という難問— ジェンダーから問う戦争・軍隊の社会学』 (慶應義塾大学出版会、2022年、330頁)

外国語学部 准教授 小田桐 確

ロシアによる軍事侵攻(2022年2月)に対して徹底抗戦を続けるウクライナからは、多数の難民が隣国に押し寄せている。だが、テレビのニュースに映るのは、成人女性と未成年の子どもたちばかりである。成人男性は、高齢者以外ほぼ見かけない。なぜかと言えば、戦闘開始以来、ウクライナでは国民総動員令が施行されているからである。これは18歳から60歳の男性を徴兵対象とする戦時動員であり、これらの成人男性は出国を禁じられている。動員された男性たちは、兵士として前線へ送られることになる<sup>1</sup>。現にロシア軍と戦っている兵士の大半は、男性兵士たちである。

同じ頃、ユーラシア大陸の反対側でも、徴兵制が注目された。韓国の男性アイドルグループBTS(防弾少年団)のメンバーが順次兵役に就いたためである。韓国でも、徴兵の対象は男性のみである。今日の世界で女性を徴兵の対象とするのは、イスラエル、北欧諸国など僅かな国々に過ぎない。女性の地位向上、ジェンダー平等が目標として掲げられる一方で、兵役に関しては、男性が担うべき役割との認識が一般的な社会通念であり、国際規範であろう。

日本に関して言えば、ジェンダー・ギャップ指数における評価の低さが繰り返し話題になり、また、女性議員、特に女性閣僚の数の少なさに注目が集まっている。だが、外交・安全保障分野における女性の役割は次第に高まりつつある。たとえば、これまでに三人の女性が外務大臣を務め、二人の女性が防衛大臣を務めている。また、次期首相として、初の女性首相誕生の可能性が囁かれるようになった。2023年12月には、海上自衛隊で最も階級が高い「海将」に女性が初めて昇任した。その一方で、元陸上自衛官の女性が性的暴行を受けたとして元自衛官の男性たちを訴えた裁判の

行方が耳目を集めた。

むろん、第二次世界大戦後の日本国憲法は徴兵制を禁じており、1954年発足の自衛隊も、志願制に基づいている<sup>2</sup>。上述したような徴兵に関わる男女の差異は、今日の日本には当てはまらない。とはいえ、自衛隊は女性を受け入れており、女性自らの意思で入隊は可能である。実際、女性自衛官の数は増加傾向にある。2023年3月末現在、約2万人の女性自衛官が勤務しており、これは全自衛官の8.7%を占めている<sup>3</sup>。また、女性自衛官が担う任務の幅も広がってきた。1993年以降、自衛隊のほぼすべての職域が、女性に開放されている。こうして、自衛隊という実力組織（実態としての、また、国際法上の軍隊）における女性の役割が、日本でも問われることになる。

そうしたなか出版されたのが、佐藤文香氏（一橋大学大学院教授）による『女性兵士という難問』である。同氏は、一貫して戦争・軍隊と女性、特に自衛隊と女性自衛官の問題に研究者として取り組み、論考を著してきた。本書は、佐藤氏による現時点での到達点を示す成果と言える。ジェンダー主流化が実践される今日の世界で、軍事と女性はどのような関係にあるのか。佐藤氏の著書を読みながら、女性兵士（自衛官）の軍隊（自衛隊）における役割、社会における位置づけ、そして、彼女たちの存在が国家と国際関係にもたらす含意について考えてみたい。まずは、本書の概要を紹介する。

第I部「ジェンダーから問う戦争・軍隊の社会学」では、先行研究を概観し、戦争・軍隊がいかなる性別分業によって支えられているかを批判的に問うための基礎概念を整理する。第1章「ジェンダーから問う戦争・軍隊の社会学」では、軍事社会学と国際関係論を中心に、戦争・軍隊のジェンダー研究の歩みを概観する。軍隊は冷戦終結後、文民保護や国際平和活動など戦争以外の任務を担うようになった。こうしたポストモダンの軍隊では、女性の統合が進行中である。とはいえ、ジェンダー統合は必ずしもジェンダー平等を意味しない。不平等な権力関係の構造が維持されている。第2章「戦争・軍隊の男性（性）研究」では、軍事主義と男性性の密接な

関係に焦点を当てた研究を概観し、軍隊が社会における男性性構築の場として重要な役割を果たしていることを示す。冷戦後の「新しい軍隊」においても、男性性は変わりにくいと論じる。第3章「軍事主義・軍事化・家父長制」では、これらの分析概念について概説する。男性だけでなく女性も社会の軍事化に貢献してきた結果、男女が特定の軍事化されたジェンダー役割に配置され続けてきたと論じる。

第Ⅱ部「女性兵士という難問」では、女性兵士の存在がフェミニズムにとっていかなる意味で難問であるかを検討する。第4章「女性兵士を取り巻く困難」では、性暴力／セクシュアル・ハラスメントと職域配置のジェンダー分離に焦点を当て、女性兵士の抱える困難を示す。まず、日米の事例・データを紹介し、女性兵士が性被害を矮小化する傾向があり、組織内文化の温存に寄与していると指摘する。また、エリート女性兵士と他の女性兵士という形で女性内の分断が見られる。結果として、女性を周縁化するようなジェンダー・イデオロギーが再生産されている。第5章「女性兵士は男女平等の象徴か？」では、女性兵士に対する職域開放を男女平等の象徴として語ることの妥当性を問う。その答えを楽観主義、悲観主義、第三の可能性という三つに整理する。第三の可能性とは、軍事化と脱軍事化が同時進行し、家父長制が混乱をきたす可能性である。シンシア・エンロー (Cynthia Enloe) の議論を援用しつつ、二者択一を超え、女性参入の現場を注視することの重要性を説く<sup>4</sup>。第6章「戦争・軍隊とフェミニズム」では、両者の複雑な関係について論じる。近代国民国家は市民権と兵役をセットにし、国民をジェンダー化してきた。だが、20世紀の総力戦において国民皆兵主義を徹底すると、女性をどのように国民化するかが課題になる。現実政治は、フェミニズムの男女平等と平和的女性性の主張を組み合わせ進んできたとし、それが2000年10月の国連安全保障理事会決議第1325号に表れているとする。

第Ⅲ部「自衛隊におけるジェンダー」では、自衛隊をポストモダンの軍隊の先駆けとして批判的に把握する見方を提示する。第7章「カモフラージュされた軍隊—自衛隊とグローバルなジェンダー主流化」では、自衛隊

の歩みをカモフラージュという枠組みで分析する。自衛隊は、市民社会に溶け込むことで、軍事的な性質と軍事化の過程をカモフラージュし続けてきた。また、その過程では、女性たちが固有の役割を果たしてきた。自衛隊が女性を包摂してきた理由の一つは、イメージ構築への利用である。最後に、対テロ戦争のプロパガンダに触れ、女性兵士が軍隊の暴力的・攻撃的性質のカモフラージュに貢献することは日本に特異なものではないと述べる。第8章「ジェンダー化される『ポストモダンの軍隊』—『新しさ』をめぐる動員される女性性／男性性」では、ポストモダンの軍隊がどのような意味を女性性・男性性に充填するかを考察する。創設以来、自衛隊は、女性を包摂しつつ周縁化するジェンダー編成をとってきた。著者はこれを「差異あり平等」イデオロギーに基づくものと捉える<sup>5</sup>。注目すべき施策として、海外派遣要員への女性登用、女性自衛官の配置制限見直し、ワークライフバランス施策の三つを挙げる。背景には、男女共同参画体制、人材確保の必要という国内要因、「女性・平和・安全保障（WPS）」をめぐる動向という国際要因がある。また、北大西洋条約機構（NATO）諸国の軍隊と国際比較を行った結果、日本は、代表性も包摂度も低いとの評価を下す。最後に、ポストモダンの軍隊をめぐるジェンダー化された言説の政治的作用に注意を促す。第9章「『利他的』な日本の自衛隊と女性活用」では、自衛隊がポストナショナルな防衛を担う際に、女性と女性性の活用を進める戦略を描き出す。まず、女性自衛官の歩みを振り返ったのち、自衛隊のソフトなイメージづくりに果たしてきた役割を挙げる。その際、歴代募集ポスターを分析し、ジェンダー表象の変化を指摘する。また、実際の数に比べ、女性が過剰に表象されている点に注目する。諸外国の広告と比べても、日本ほどの過剰表象は稀だと言う。その上で、ポストナショナルな人道主義的活動において、平和的で利他的な組織として自衛隊を再ブランド化する機能を果たしていると分析する。

第IV部「米軍におけるジェンダー」では、米軍の歴史を紐解き、「平等」と「多様性」を拡大していくように見える動向を捉える批判的視角を示す。第10章「アメリカにおける軍隊の女性の今」では、著者が2011年から

2012年にかけて米国で出席した「軍隊の女性」に関する二つの会議で見聞した議論を紹介する。その上で、日本との違いについて考える際の論点として、軍事組織と市民社会の距離、作戦効果向上論、支配的文化の改変に関する楽観的観測の問題という三つを指摘する。第11章「軍事化される『平等』と『多様性』—米軍を手がかりとして」では、平等や多様性概念が軍隊を魅力化する資源となった米軍の歩みと内実を探る。まず、黒人、女性、LGBTの軍隊への包摂の歩みを批判的に検討する。次に、大学生と高校生、先住民と移民、民間軍事安全保障会社の契約労働者を取り上げ、言葉の背後にある現実を批判的に捉え返す。

第V部「戦争・軍隊と性」では、レイプ、売買春から恋愛までの性的関係を連続線上に位置づけ、戦争・軍隊と性の複雑な関係を批判的に捉える視座を提起する。なお、この部で用いられる「兵士」という言葉は、暗に男性兵士のみを指している。第12章「戦争・軍隊と性—『兵士とセックス』を読む」では、戦場における性の問題をヴァリエーションとして捉える視角を提示する。具体的には、著者が監訳者を務めた歴史書の読解を通じ、米兵とフランス人女性との性的関係が米仏関係と密接に関わっていた様子が描出される。また、比較史の観点から、日本とドイツの慰安所の事例などを取り上げる。第13章「戦争と性暴力—語りの正統性をめぐって」では、戦争・軍隊をめぐる様々な性的関係の語りが、どのような文脈において抑圧されたり、増殖したりするかを考える。

終章「戦争・軍隊の批判的ジェンダー研究のために」では、批判理論という著者の立ち位置を明確にした上で、戦争・軍隊の批判的ジェンダー研究の発展を期して、「エンパワーメントの空間づくり」「ケアの倫理を超えて」「『取り込まれ』批判を超えて」という三つの提言を示して結びとする。

以上が各章の概要である。本書は、第15回昭和女子大学女性文化研究賞を受賞するなど高い評価を得ており、社会学や女性学の専門家が批評を行っている<sup>6</sup>。だが、社会における軍隊の役割や性格は国際関係と密接に絡み合う問題である。以下では、評者が専門とする国際関係論の観点から、本書の意義について検討し、疑問点を指摘していきたい。

タイトルに沿うなら、本書の中心テーマは女性兵士である。とりわけ、著者の長年の研究対象である自衛隊に関する考察は独創性が高く、興味深い。本書において随所で示された通り、近年、女性自衛官数の増加が顕著である。また、職域制限も次第に撤廃されてきた。その背後に複数の要因が作用している点については第Ⅲ部で論じられているが、自衛隊の女性包摂へと政府を促した最も差し迫った要因は、人手不足であろう<sup>7</sup>。2023年3月現在、自衛隊の定員充足率は、92.2%である<sup>8</sup>。不足する人員をどこからどのようにして確保するのか。そこで期待されるのが、若い女性のリクルートである。

では、いかにして女性の関心を引くか。若い男性を対象とする伝統的な手法とは異なるやり方が採用されている。このことは、募集広告に表れている。本書第Ⅲ部が指摘するように、力強さや逞しさ、頼もしさに代わり、近年の広告では、楽しげに微笑む女性たちの写真が数多く掲載されている。自衛隊は戦闘（破壊や殺傷）を本来任務とする実力組織のはずであるが、恐怖や生命の危険に慄く緊張感は微塵も感じさせない。ごく普通に、安全な日常生活の延長線上で若さを謳歌し、自己実現を果たして充実した表情を見せる女性たちの笑顔がある。とりわけ、国際平和活動に派遣され、海外で活躍する女性隊員の姿が描かれる。ここで言う活躍とは、戦闘ではない。派遣先の現地の人々との異文化交流である<sup>9</sup>。しかも、笑顔の若き女性たちが、男性とほぼ同数で描かれている。実際の男女比率を踏まえれば、女性自衛官の存在が誇大に表現されていると言わざるを得ない。以上の点は本書で指摘されているが、評者自身も自衛隊作成のポスター、パンフレット、カレンダー等を目にし、実感していたところである。

では、諸外国では、兵員不足を補うために、どのようにして女性を動員しているのか。具体的に言えば、募集広告において女性たちはどのように表象されているのか。著者によれば、男性兵員の不足と女性による充足、国際平和任務の拡大と女性の積極的な登用は、自衛隊に限られた現象ではなく、主要国において共通に見られる現象である。むしろ、自衛隊は、世界の潮流を先取りした「アヴァンギャルドな」存在とされる。とすれば、

リクルートメントの仕方やそのための女性へのアピールの仕方も、各国で似通っているのか。それとも、国によって多少の差異があり、日本に特有の事情が見られるのだろうか。本書では、第8章でNATO、第IV部で米国の事例が取り上げられているが、自衛隊と米軍などとの体系的な比較がなされているわけではない。リクルートメントを含めて、国際比較の観点からの考察が待たれる。

女性兵士・自衛官増加のもう一つの要因は、作戦効果向上論によって示される。すなわち、任務によっては、男性よりも女性に向けたものがあり、ゆえに、女性を登用したほうがより大きな効果が見込め、効率的だとの議論である<sup>10</sup>。そのようにして女性の特性を活かせると思われている職域の典型が、文民保護や国際平和活動である。こうした活動は、米ソ冷戦終焉後に需要が高まっている。そうした折、女性の参画を促すことで、円滑に任務が遂行できるとされる。この立場をとる代表人物が、本書でも言及されたヒラリー・クリントン (Hillary R. Clinton) である<sup>11</sup>。女性は男性に比して、ソフトパワーをより多く有していると言えようか<sup>12</sup>。

人間は各々異なった資質や能力を持つ。そうした個々の資質に基づいて、得意分野に特化し、生産物を交換するのが分業であり、近代以降の社会とはまさに分業化された機能社会 (ゲゼルシャフト) である。個人の資質や得意分野は身体的特徴によって左右される面があるから、(むろん個体差はあるにせよ) 男女間で大まかな傾向を持つであろう。同性間でなされているのと同様に、対等な関係にある男女が得意・不得意、向き・不向きに応じて役割分業を行うことは、経済的な効率性という観点から見て否定されるものではない。軍隊内での役割分業も、他の大小様々な人間集団内での分業と同様に、あり得る話である。本書からは、大半の女性兵士が軍隊内での大まかな分業体制を受け入れ、それに順応している様子が読み取れる。

だが、男女間での向き不向きを論じ、役割分担を促すことは、軍隊内においてであれ、一般社会においてであれ、性差を本質化する見方 (本質主義) につながる。著者も、この点に注意を促している。男性中心の軍事主義あ

るいは家父長制といった既存の構造に取り込まれ、利用されるだけに終わってしまうとの危惧である。つまり、「女性らしさ」に押し込められてしまう。あるいは、自らの特性（「女性らしさ」もその一つかもしれない）を活かすことなく、分業を拒否する形で社会に参画するとすれば、それは単に女性が男性に同化して男性化（「オヤジ化」）したに過ぎない。これはこれで、役割分業とは別の形で既存の体制に取り込まれたことを意味する。

では、社会（軍隊）への参画を拒否するか。徴兵制にせよ志願制にせよ、男性兵士ばかりでは女性が一方的に守られる対象になってしまう。権利と義務は表裏の関係にある。国家という集団が存亡の危機に陥る時、その構成員である国民は、国家の防衛に貢献することが求められる。今次ウクライナにおいて見られるように、男女の違いを当然の前提として、男性だけが兵役の義務を履行し、女性は国外の安全な場所への避難が許され国防の負担を免れるとすれば、女性たちは戦後に男性と同じ権利を主張できまい。男性たちが生命を賭して守り抜いた集団の中で、同等のリスクを背負うことを忌避した女性たちが、身の安全が保障されるや、一転して男女平等、共同参画を要求しても説得力を持たない。そうであるなら、人々が最も大きな困難に直面している最中にも、男女対等の立場で共同参画すべきであろう。つまり、女性自立のためには、自ら軍務に携わる必要がある。そうでなければ、保護の対象（弱者）として、男性への依存を深める結果に終わってしまう。

根本の問題は、ジェンダー論の基底をなす男女の仕分けではないのか。本質主義を排するなら、そもそも性差に基づき男女を二分して議論することにどれほどの意味があるのか。ジェンダーは社会において構築された性差とされる。とすれば、潜在的には可変性を有するはずだが、ジェンダー論は男女の区別を変化し難い構造として捉え、男女の違いを前提にして議論する。つまり、ジェンダーという言葉を用いる以上、「男」「女」という括り方でそれぞれを一般化して議論を進めることになる。本質主義に陥ることは避けられまい。

現実には、多様な男性、多様な女性が存在する。LGBTの議論に表れて

いるように、人間の性向は多様であり、いわゆる男女の違いも程度の差に過ぎない面がある。生身の人間は、理念型としての「男」と「女」の間にグラデーションのように存在し、その間を変化しながら移動する。著者も、複数の男性性があると認めている。そうであるなら、そもそも男性性として括られる共通基準は何か。結局のところ、「人間性」になるのではないか。「男」「女」の仕分けを前提とすることなく、「人間」として論を立てることはできないのだろうか。男女の別なく、一人ひとりの人間を尊重する。エンパワーすべきは、男でもなく女でもなく人間ではないか。国際関係で言うなら、「人間の安全保障 (human security)」の視角である。本書の中でこの言葉が用いられることはなかったが、著者は、「人間の安全保障」をどのように捉えているのだろうか。保護とエンパワーメントを目的に掲げ、時に軍事力の使用を辞さない「人間の安全保障」もまた、ジェンダー化された概念の一つに過ぎないと捉えるのだろうか<sup>13</sup>。

軍隊と兵士に話を戻せば、男性兵士の中にも多種多様な性格や能力を持つ人材がいるはずである。沈黙を強いられているのは女性兵士ばかりではない。たとえば、性被害やハラスメントを受ける男性兵士がいる。その際、男性被害者の数が少ない（圧倒的に女性の被害者数が多い）からと言って、無視してよいのか。どのような男性の、どのような声が排除されているか。事の本質は、女性兵士をめぐる問題と同様であろう。著者（あるいは、フェミニストやジェンダー論者）は、軍事主義という観念を男性兵士や男性一般に実体化するきらいがあるのではないか。

ところで、女性兵士の数が増えることは、戦争と平和にどのようなインパクトをもたらすだろうか。女性が入隊し、文民保護や国際平和活動に参画すれば、現地の紛争が解消し、世界に平和が訪れるのか。男性にはない女性ならではの特性を用いることで、紛争後社会の平和構築を促進するとの立場を示すのが、WPSである<sup>14</sup>。先に触れたように、クリントンに代表される。こうした見方は、軍隊におけるジェンダー主流化の契機となった2000年の国連安保理決議にも通底するとされる<sup>15</sup>。

他方で、軍隊は教育の場でもある。伝統的に、公共心を備えた市民を育

てる場と考えられてきた<sup>16</sup>。フェミニズムから見れば、公共心とは軍事主義であり、市民とは男性と同義に捉えられる。つまり、軍隊とは、人々（主に男性）を軍事化する場にほかならない。女性兵士の増加は、軍隊の規範を教化された女性が増えること、単に旧来の男性兵士が増えることと同じになる。軍事思考・軍事主義が社会に拡散することを意味する。国家単位で見れば、当該国が一層軍事化することになる。安全保障の思考様式は、軍事であれ非軍事であれ、敵と味方の峻別に基づく。たとえ動機が自国の安全であったとしても、脅威の措定とそれへの対処は友敵関係を露わにする。とすれば、軍隊への女性包摂は、当該国における軍事主義の蔓延を通じて、当該国を一層好戦的にし、他国との紛争を助長する可能性を有するであろう。近代以降の主権国家体制を男性優位、ジェンダー不平等の体系と見なす視点から言えば、そうした構造がより一層深まることになる。著者は、女性を加えた軍隊による弱者保護が支配と従属の関係を強化する点に敏感である。

このように、軍事への女性参画が国際関係にもたらすインパクトは両義的であり得る。著者は、いずれかではなく、二つの方向性が同時進行すると説く。複雑な現実においては、確かにその通りであろう。では、この二つの潮流の同時進行を、分析的にはどのように把握できるのだろうか。両者が交差した先に、いかなる帰結が導かれるのか。著者の手で、さらに論が深まることを期待したい。

ところで、国際関係理論との関連で言えば、軍隊のジェンダー統合はいかなる含意を有するのか。1980年代頃から、「安全保障」の概念は、セクター（脅威の性格）と客体（守られるべき対象）の両面で、拡散の傾向にある。軍事的脅威（侵略）から国家（領土）を守るという伝統的なりアリズムの安全保障観に対し、様々な問題領域の脅威や様々な客体を扱う非伝統的な安全保障観が台頭してきた。ジェンダー安全保障論も、そうした学術的背景の中で生まれてきた視角である<sup>17</sup>。

とはいえ、非伝統的な安全保障論がジェンダーに敏感であるかということ、必ずしもそうとは限らない。典型例が、バリー・ブザン(Barry Buzan)、オー

レ・ヴェーヴァ (Ole Wæver) らコペンハーゲン学派が提起した「安全保障化 (securitization)」論である。これは、軍事・非軍事に関わらず、ある事象が人々や国々の間で安全保障問題として認識されるようになる過程を包括的に捉える分析枠組みを提供する<sup>18</sup>。その一方で、リアリズムなど従来の主流理論と同様に、ジェンダーの視点に欠けるとの批判がある<sup>19</sup>。なお、著者も、第13章の戦時性暴力の文脈で、安全保障化論に言及している。だが、安全保障化の理解が独特であり、ブザンらの著作に記された元来の理論枠組みとはやや異なっていることを指摘しておきたい。

また、非伝統的な安全保障論としては、もう一つ、批判的安全保障論と呼ばれる学派がある。これは、安全保障を「脅威の不在」ではなく「解放 (emancipation)」として捉える見方である<sup>20</sup>。著者自身は、自らを批判理論の系譜に位置づけている。だが、意外なことに、本文では批判的安全保障論や「解放」に言及していない<sup>21</sup>。評者から見ると、著者の議論と「解放」の視角は親和性が高いように思えるのだが、参照しない理由があるのだろうか。

最後に、本書の構成・記述について申し述べたい。本書は、2006年以降に著者が各所で発表した論考を集めた論文集である。そのためもあってか、内容の重複が随所で見られ、錯綜した印象を与えている。単行本として刊行するに当たり、相当な修正を施されたことと推察するが、一層の整理をしていただけると読者には有り難かった。

それ以上に気になったのは、タイトルと内容の齟齬である。本書には、軍隊・戦争と(兵士に限らず)女性一般の関係というマクロな問いと、女性兵士とそれに纏わる諸問題というミクロな問いが混在しており、広い意味では通底する面があるにせよ、女性兵士について直接には論じていない章がいくつかある。結果として、論点が拡散してしまい、本全体として必ずしも女性兵士に焦点が絞られていない。タイトルを見て本書を手にとった読者は戸惑ってしまう。たとえば、戦時の性暴力や性的関係を取り上げるにせよ、女性兵士絡みの考察に的を絞るべきではなかったか。もしも直接には女性兵士の話題を取り上げておらず、一見タイトルから逸脱したよ

うに思われる章であっても、著者の思考の中では何らかの関連性を見出し  
ているのであれば、そうした点を言語化して丁寧に説明してほしい。あ  
るいは、本文の記述や構成が現状のままであるなら、メインタイトルと  
サブタイトルを入れ替えたほうが、読者には親切であろう。

ついでながら、もう一言だけ簡潔に述べるなら、表紙にある女性兵士の  
絵とタイトルの文字が黒とピンクで描かれているのは意外であった。女性  
をピンクで表すのは、いかにも「女性らしい」、まさにジェンダー化され  
た色遣いの典型であろう。だからこそ、敢えてこの色合いを選んだのか。  
著者の思惑を知りたいところである。

- 
1. ウクライナでは、2022年以来実施している戦時動員とは別に、従来からの徴兵制度がある。こちらの兵役対象は、18歳から25歳の男性であるが、軍事基地で訓練を受けるのみであり、前線に送られることはないとされる。「ウクライナ議会、兵役年齢の上限引き下げ法案を可決」『CNN』2023年5月31日、<https://www.cnn.co.jp/world/35204571.html> (2024年1月15日閲覧)。
  2. 徴兵制は、苦役からの自由を定めた日本国憲法第18条などの趣旨に反すると解されている。「徴兵制『憲法許容せず』政府答弁書」『産経新聞』2020年2月18日、<https://www.sankei.com/article/20200218-ASOEFFKA6ZK2NL3Q5AZ72AOFCEM/> (2024年1月15日閲覧)。
  3. 防衛省・自衛隊『令和5年版防衛白書』[http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/2023/html/n420302000.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2023/html/n420302000.html) (2024年1月15日閲覧)。
  4. 著者が言う「第三の可能性」が、プロセスの観察であり、考え方ではないとの疑義を呈する論考として、岩田英子「女性軍人の戦略的活用—国連安保理決議第1325号の果たした役割」『戦略研究』第32号、2023年3月。
  5. 佐藤文香『軍事組織とジェンダー—自衛隊の女性たち』慶應義塾大学出版会、2004年。
  6. 慶應義塾大学出版会のウェブサイトを参照のこと。<https://www.keio-up.co.jp/np/isbn/9784766428353/> (2024年1月15日閲覧)。
  7. 詳しくは、たとえば、ロバート・D・エルドリッジ『人口減少と自衛隊』扶桑社、2019年。

佐藤文香著『女性兵士という難問—ジェンダーから問う戦争・軍隊の社会学』  
(慶應義塾大学出版会、2022年、330頁)

8. 防衛省・自衛隊「防衛省・自衛隊の人員構成」[https://www.mod.go.jp/j/profile/mod\\_sdf/kousei/](https://www.mod.go.jp/j/profile/mod_sdf/kousei/) (2024年1月15日閲覧)。
9. 国際平和活動への女性自衛官の積極的派遣自体、海外での就業に関心を持つ若い女性を引き付ける一つの方策としての面があろう。
10. 2020年春、新型コロナウイルスが蔓延し始めた頃、テレビの報道番組で女性コメンテーター(大手新聞社編集委員)が、ドイツ、ニュージーランド、台湾などを挙げ、女性指導者の国では新型コロナウイルス対策が成果を上げているとの趣旨の発言を行った。これも、女性には男性とは異なる固有の資質が備わっているとすると、同型の議論である。
11. 下記に引用されているクリントンの発言を参照のこと。長谷川晋「ジェンダー」小田桐確、長谷川晋、岸野浩一編著『ワークブック 国際関係論—身近な視点から世界を学ぶ』ナカニシヤ出版、2018年、127-130頁。
12. 浅香幸枝『地球時代の「ソフトパワー」—内発力と平和のための知恵』行路社、2012年。
13. 人間の生存を安全保障の問題として認識することが、「保護する責任」を名目とする人道的介入のような国家による強制的措置を正当化し得ることを指摘し、「人間の安全保障」に懐疑的な立場をとる論考として、上野友也『膨張する安全保障—冷戦終結後の国連安全保障理事会と人道的統治』明石書店、2021年。
14. 上川陽子外相は、2023年9月の大臣就任後の記者会見で、「女性閣僚として、女性ならではの視点を組織の在り方や働き方改革にも生かしていきたいと思います」と発言した。外務省「上川外務大臣会見記録(令和5年9月14日(木曜日)11時29分 於:本省会見室)」[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken22\\_000085.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken22_000085.html) (2024年1月15日閲覧)。実際、WPSの視点を重視する外交を展開している。たとえば、「『WPS』推進へ省内組織、安保に女性視点 上川外相講演」『日本経済新聞』2023年12月20日、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA19CK00Z11C23A2000000/> (2024年1月15日閲覧)。
15. 岩田、前掲。
16. 佐伯啓思『「市民」とは誰か—戦後民主主義を問いなおす』PHP研究所、1997年。
17. ジェンダー安全保障論については、たとえば、長谷川晋「ジェンダー」小田桐確編著『戦争と平和ブックガイド—21世紀の国際政治を考える』ナカニシヤ出版、2021年、95-100頁；和田賢治「ジェンダー化する安全保障」南山淳、前田幸男編『批判的安全保障論—アプローチとイシューを理解する』法律文化社、2022年、82-96頁。

佐藤文香著『女性兵士という難問—ジェンダーから問う戦争・軍隊の社会学』  
(慶應義塾大学出版会、2022年、330頁)

18. Barry Buzan, Ole Wæver, and Jaap de Wilde, *Security: A New Framework for Analysis* (Boulder: Lynne Rienner, 1998).
19. Lene Hansen, “The Little Mermaid’s Silent Security Dilemma and the Absence of Gender in the Copenhagen School,” *Millennium*, Vol. 29, No. 2, 2000, pp. 285–306. また、以下も参照。和田、前掲；小田桐確編著『安全保障化の国際政治—理論と現実』有信堂高文社、2023年。
20. 代表的な論者が、英国アベリストウイス大学教授のケン・ブース（Ken Booth）である。
21. 終章の中で、新たに刊行された「テキスト」として『批判的安全保障論』の書名を挙げるにとどまる。南山、前田編、前掲。